第百二十九条　透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に関する措置が公に利用可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

(a)　料金その他のサービスの条件

(b)　技術的インタフェースの仕様

(c)　当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成、改正及び採択について責任を有する機関

(d)　公衆電気通信の伝送網への端末その他の機器の接続に適用される条件

(e)　届出、認可、登録又は免許の要件

第百三十条　電気通信に関する紛争解決

1　一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、一方の締約国の法令に従って紛争を解決するため、一方の締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2　各締約国は、自国の法令に従い、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって関係する電気通信規制機関の決定に不服を有するものが、当該決定の再検討を当該電気通信規制機関に申し立てることができることを確保する。いずれの締約国も、適当な当局が当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、その申立てを行ったことを根拠として当該電気通信規制機関の決定に従わないことを認めてはならない。

注釈　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者は、締約国の法令に当該申立ての利用を確保する旨の定めがある場合を除くほか、行政上の決定について再検討するよう申し立てることができない。

3　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって関係する電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、独立した司法当局による当該決定についての司法上の審査を受けることができることを確保する。いずれの締約国も、当該司法当局が当該決定を差し止め、当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、当該審査が行われていることを根拠として当該電気通信規制機関の決定に従わないことを認めてはならない。

第百三十一条　国際機関との関係

両締約国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を促進することを約束する。

第百三十二条　他の章との関係

この章の規定と第一章（第十条及び第十一条を除く。）、前章（附属書七第八条を除く。）及び第十二章の規定並びに投資協定（それらの附属書を含む。）とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この章の規定が優先する。この章の規定と第十条、第十一条又は附属書七第八条の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、後者が優先する。

第九章　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在

第百三十三条　一般原則

1　この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、附属書八の規定に従い商用目的の国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて促進したいという両締約国の希望、入国及び一時的な滞在のための透明性を有する基準及び手続を定める必要性並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2　各締約国は、この章の規定に関する措置を1に規定するところに従ってとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速に当該措置をとる。

第百三十四条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国の国民であって、商用目的で他方の締約国に入国するものの入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用する。この章のいかなる規定も、他の章の規定に関し、義務を課するものと解してはならない。

2　この章の規定は、国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章のいかなる規定も、一方の締約国が自国への他方の締約国の国民の入国又は自国における他方の締約国の国民の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置がこの協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせるような態様で適用されないことを条件とする。

注釈　特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせているとはみなさない。

第百三十五条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「入国及び一時的な滞在」とは、他方の締約国の商用目的の国民が永続的に居住する意図を有することなく一方の締約国に入国し、及び滞在することをいう。

(b)　「出入国管理に関する措置」とは、商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置をいう。

(c)　「国民」とは、締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

(d)　「商用目的の国民」とは、附属書八に定める活動に従事する締約国の国民をいう。

第百三十六条　入国及び一時的な滞在の許可

1　一方の締約国は、この章の規定（附属書八を含む。）に従い、他方の締約国の商用目的の国民であって、入国及び一時的な滞在に適用される現行の出入国管理に関する措置に適合するものに対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

2　一方の締約国は、自国の権限のある当局により入国及び一時的な滞在に係る申請に課される手数料自体が他方の締約国の商用目的の国民による入国及び一時的な滞在であって、この章の規定に基づくものに対し不当な障害とならないこと及び必要な事務費を考慮して当該手数料を定めることを確保する。

第百三十七条　情報の提供及び手続の円滑化

一方の締約国は、第五条の規定を実施するほか、入国及び一時的な滞在に関する情報の透明性が両締約国にとって重要であることを認識して、次のことを行う。

(a)　他方の締約国に対し、この章の規定に関する自国の措置の内容を知ることができる資料を提供すること。

(b)　この協定の効力発生の日の後六箇月以内に、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の要件に関する説明資料（関係法令への言及を含む。）を包括的な文書により、他方の締約国の国民が知ることができるような方法で作成し、公表し、及び両締約国において公に利用可能なものとすること。

(c)　可能な範囲内で、自国の法令に従い、出入国管理に関する文書の発給を受けた他方の締約国の商用目的の国民に対する入国及び一時的な滞在の許可であって、この章の規定に基づくものに関する数値を収集し、維持し、及び他方の締約国の要請があった場合には、他方の締約国が利用することができるようにすること。

(d)　自国の法令に従い、他方の締約国の商用目的の国民による入国及び一時的な滞在に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努めること。